

飯館村 水道 事業経営戦略

団 体 名 : 飯館村

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和 38 年 7 月 1 日	計画給水人口	4950 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	1850 人
		有収水量密度	0.025 千 m^3 /ha

② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	4	管 路 延 長 95 千 m
	配水池設置数	4	
施 設 能 力	1706 m^3 /日	施 設 利 用 率	41 %

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	健全な財政基盤確立のため、平成16年に料金改定を行った。その際、3年毎の見直しを計画していたが、原発事故に伴う避難指示解除(平成29年4月)に伴う水道使用料の徴収再開(平成31年4月)に先立って水道事業運営審議会を行い、平成30年8月の答申で経済状況、及び原発事故による避難指示解除後の住民帰還の促進を勘案し据え置きとした。また、同答申では、帰村の状況や料金収入の状況を見ながら2年後の令和2年度に検証と必要に応じた見直しを行うこととした。このため、令和2年度に水道事業運営審議会を立ち上げ、令和3年度中の料金改定を含めた答申を目指して審議中であり、令和4年度より審議結果を踏まえて必要に応じた料金改定等を行う予定である。
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 16 年 6 月 1 日

<料金表>

1. 飯館簡易水道料金使用料(大倉以外)

基本料金 1月あたり(税別)			従量料金 1 m^3 あたり(税別)	
用 途	基本水量	基本料金	超過水量	金額
家庭用	10 m^3	1,480円	1 m^3 ~10 m^3	150円
団 体 用	20 m^3	3,590円	11 m^3 ~20 m^3	160円
営業用			21 m^3 ~40 m^3	170円
鑑賞用			41 m^3 ~90 m^3	180円
		4,760円	91 m^3 以上	210円

2. 大倉簡易水道 1月あたり(税別)

用 途	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
家庭用	10 m^3	1,650円	1 m^3	165円

3. メーター使用料 1月あたり(税別)

口径13 ϕ	口径20 ϕ	口径25 ϕ	口径30 ϕ	口径40 ϕ	口径50 ϕ	口径75 ϕ
70円	140円	150円	250円	300円	1,450円	1,750円

④ 組 織

令和2年度体制
建設課((全23名)にて、上下水道(簡易水道、給水施設、集落排水)、住宅、村道、農林道、河川管理、道路維持管理棟を担っている。このうち上下水道関係は、建設管理係(8名)で係長1名を含め全4名が担当している。

以下の業務については業務委託をしている。

- ・浄水管理業務(薬注、水質管理、機器保守) ・休日施設巡回管理業務 ・(法定)水質検査業務 ・メーター検針業務
- ・検漏メーター器交換業務 ・テレメーター監視装置保守業務 ・料金システム運用・保守業務
- ・自家発電電気工作物保守点検業務

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による災害(以下「原子力災害」という。)による全村避難指示は、一部区域を除き平成29年3月31日解除されたが、住民の帰還率は令和2年11月時点で24%程度(転入者を含めた村内居住率で28%)に留まっており、現段階では健全化に向けた見直し・取り組みが行えない状況である。

また、水道料金は避難指示解除後の住民帰還と移住定住の促進の観点から据え置きとなっている。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和2年度に策定・公表した令和元年度決算「経営分析表」を添付。

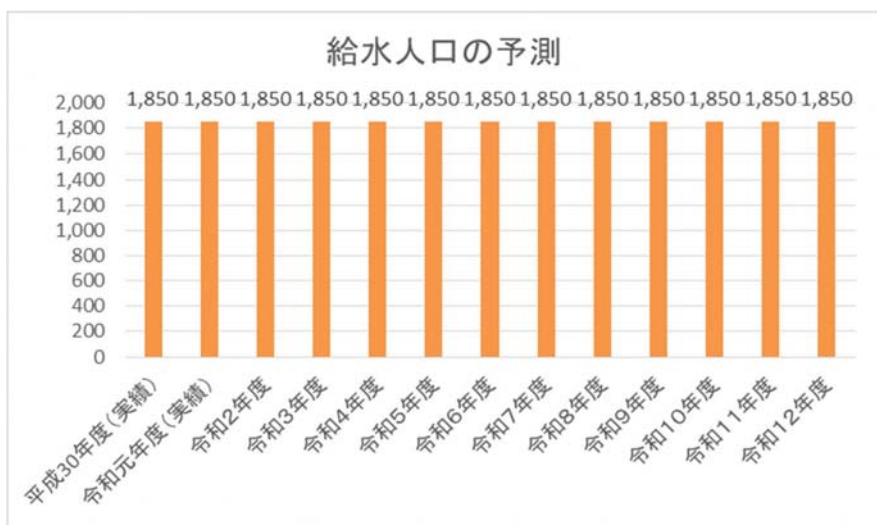
2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

東日本大震災原発事故による避難指示が平成29年3月31日に解除され、徐々に住民の帰還が進んでいるが、令和元年度末においても住民基本台帳人口(5,394人、2,278世帯)と村内居住者(1,452人、734世帯)とで大きな乖離が生じている。

村は施策として、避難住民の帰還、及び新住民の移住定住や企業誘致を促進しているところであり、令和元年度以降の人口は、帰村者や移住定住者により漸増傾向(令和2年11月1日現在の村内居住者 1,485人)を示している。このため、開催中の水道運営審議会では、村内居住人口及び給水人口は、令和元年度末時点の現状人口を中期的には維持するものとしている。

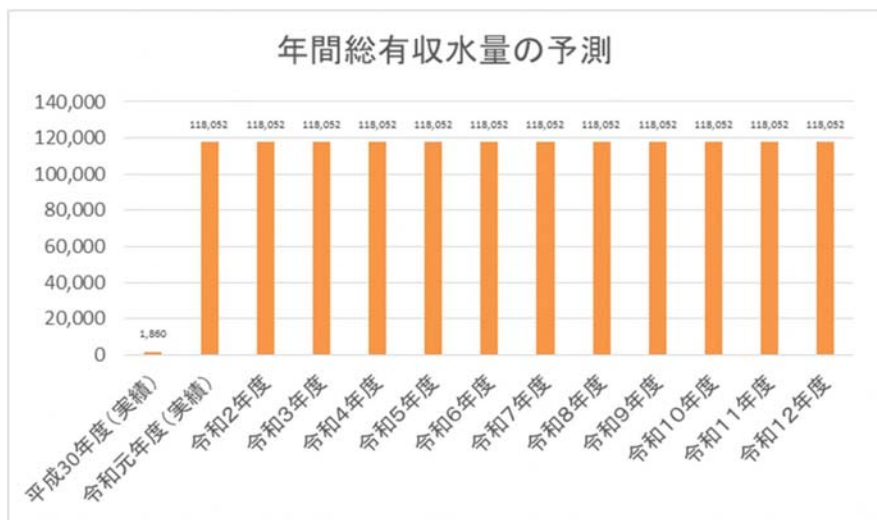
このため、経営戦略においても簡易水道給水人口の予測は、令和元年度と同水準を維持するものとして算出した。



(2) 水需要の予測

東日本大震災以後、原発事故による避難指示により平成30年度末までは一般利用者の使用料を免除しており、平成31年4月1日より一般利用者の使用料の徴収を再開した。

今後の水需要については、(1)の給水人口予測に比例するものとし、年間有収水量は給水人口と同様に、令和元年度の実績有収水量と同水準で推移するものとして算出した。



(3) 料金収入の見通し

現状においても、事業の健全な運営のために料金改定が必要であるが、住民の帰還と移住定住の促進のためには慎重を要する。従って、今回の経営戦略では現行の料金体系を維持するものとし、ただし、現在開催されている水道運営審議会の答申を踏まえて、令和4年度から必要に応じて料金改定を行うものとする。

料金収入の予測は、前記(1)(2)の給水人口及び水需要の予測より令和元年度の水準を維持するものとし、有収率や収納率も現状と同水準を維持するものとして、これらの実績値を踏まえた令和3年度当初予算の料金収入を以降の年度も維持するものとして予測した。
 このため、今後も当面の間は収支不足分の一般会計繰入金による補填は避けられないが、一般会計からの繰入を極力減らすため、必要に応じた使用料金の見直しや、確実な使用料収納を実施する。



(4) 組織の見通し

現在は、上下水道事業について、建設課建設管理係のうち3名(うち1名は下水道事業を兼務)の職員で担当している。

施設の維持管理を民間業者に一部を委託しているものの、現状では、これ以上の人員削減は困難であり現在の人員体制を維持する方向である。

3. 経営の基本方針

以下の点を踏まえた上で効率化を図り、必要最低限の維持管理に努める。

○水源の適正管理・保全対策を講じるとともに、災害時等に対応した安定給水体制の確立に努める。

○良質な生活用水の安定供給と持続可能な水道事業を実現するため、計画的・効率的で所定の機能を確保した上で低廉性に配慮した施設の維持・更新を進め、水道事業の健全化に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	当面は大規模な支出の計画はなく、既存設備の長寿命化を図りつつ最低限の維持管理に努める。

平成13年度に統合事業を完了したことで大規模な配水管更新は完了しており、今後は小規模漏水の調査、修繕により無収水量の削減を図る。
 また、浄水場等の施設についても、今後は年度ごとに偏りが生じないよう修繕等の平準化を図ると共に、施設の延命化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>原発事故による避難指示等により、平成30年度までは一般利用者の水道使用料を免除していたため、維持費の大半を一般会計繰入金に頼っていた。</p> <p>平成29年度に住民避難指示が解除され、徐々に村民の帰還が進んでいるものの、帰還率は令和2年11月時点で24%程度と低く、先行きの見通しが非常につきづらい状況である。このため、最低限での維持管理に努める。</p>
-----	---

収益的収入のうち
 水道料金は、水需要を基に料金収入を予測する。運営に際し、確実な使用料収納に努める。
 他会計繰入金については、操出基準に基づき繰入れ、不足分の基準外繰入額の低減に努める。

資本的収入については
 新規の建設計画はなく、国庫補助金及び企業債の予定はない。
 他会計補助金については、操出基準に基づき、繰入れる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、長期的には少子高齢化の進行による人口及び使用量の減少に伴い料金収入の減少が想定されるため、事業自体の経費削減を図る必要がある。このため、料金収入に見合った事業への施設・設備の廃止や統合(ダウンサイジング)の検討を行うと併せて効率的で安定的な事業運営に努める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	地理的・地形的条件から広域化については困難であると思われる。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等の導入等)	本村は、小規模施設であり民間による投資効果が薄いため困難であると思われる。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	企業会計移行後、ストックマネジメント計画を策定し、予防的な維持管理を行い、長寿命化と投資の平準化に努める。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	今後の村民の帰還の状況や経営状況を踏まえ、施設の統廃合について検討する。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	上記と同様、今後の村民の帰還の状況や経営状況を踏まえ、施設・設備の合理化について検討する。
そ の 他 の 取 組	特になし。

② 財源についての検討状況等

料 金	今後の村民の帰還及び移住定住の状況や経営状況を踏まえた上で、料金改定の必要性を事業運営審議会で検討中である。
企 業 債	最低限の維持管理に努めるものとし、新規の借入れの予定はない。
繰 入 金	一般会計繰入金は、原則として基準内繰入額とし、開催中の水道運営審議会の審議結果を踏まえた水道使用料金の改定の検討や、確実な使用料収納に努め、一般会計繰入金の低減に努める。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特になし。
そ の 他 の 取 組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<p>村民の帰還等の見通しが立ちづらい中で、収支不足分は当面は一般会計からの繰入金で補うものとする。</p> <p>しかし、今後、運営審議会の答申、及び公営企業会計移行時に再度経営戦略の検証を行うものとする。</p> <p>また、5年ごとに実際の状況と比較して内容を検証すると併せて、住民の帰還や企業誘致の状況を踏まえて必要に応じて更新するなど戦略の見直しを行うものとする。</p>
-------------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度		1	2	3								
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見)	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
収益的収入	1 総 収 益 (A)	105,625	62,023	61,075	59,823	59,279	58,725	58,159	57,583	54,393	49,604	40,818	33,486	
	(1) 営 業 収 益 (B)	31,211	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	
	ア 料 金 収 入	30,839	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	372												
	(2) 営 業 外 収 益	74,414	28,641	27,693	26,441	25,897	25,343	24,777	24,201	21,011	16,222	7,436	104	
	ア 他 会 計 繰 入 金	74,414	28,641	27,693	26,441	25,897	25,343	24,777	24,201	21,011	16,222	7,436	104	
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)	92,575	58,129	57,087	56,024	54,941	53,836	52,710	51,561	50,424	49,409	48,576	48,093	
	(1) 営 業 費 用	81,309	47,884	47,884	47,884	47,884	47,884	47,884	47,884	47,884	47,884	47,884	47,884	
ア 職 員 給 与 費	11,770	12,314	12,314	12,314	12,314	12,314	12,314	12,314	12,314	12,314	12,314	12,314		
ウ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他	69,540	35,570	35,570	35,570	35,570	35,570	35,570	35,570	35,570	35,570	35,570	35,570		
(2) 営 業 外 費 用	11,266	10,245	9,203	8,140	7,057	5,952	4,826	3,677	2,540	1,525	692	209		
ア 支 払 利 息	11,266	10,245	9,203	8,140	7,057	5,952	4,826	3,677	2,540	1,525	692	209		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	13,050	3,894	3,988	3,799	4,338	4,889	5,449	6,022	3,969	195	△ 7,758	△ 14,607		
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	220,009	545,778	51,007	52,258	52,802	53,356	53,923	54,498	52,464	48,721	40,815	26,836	
	(1) 地 方 債 債 償 還 金													
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	108,036	545,128	50,357	51,608	52,152	52,706	53,273	53,848	51,814	48,071	40,165	26,186	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	110,207	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他	1,766	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	
	2 資 本 的 支 出 (G)	218,244	550,079	54,995	56,057	57,140	58,245	59,372	60,520	56,433	48,916	33,057	12,229	
(1) 建 設 改 良 費	165,313	496,126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ウ ち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 債 償 還 金 (H)	52,931	53,953	54,995	56,057	57,140	58,245	59,372	60,520	56,433	48,916	33,057	12,229		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	1,765	△ 4,301	△ 3,988	△ 3,799	△ 4,338	△ 4,889	△ 5,449	△ 6,022	△ 3,969	△ 195	7,758	14,607		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	14,815	△ 407	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
積 立 金 (K)	929	△ 406												
前年度からの繰越金 (L)	301	14,187	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300		
前年度繰上充用金 (M)		13,886												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	14,187	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300		
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	13,886													
実 質 収 支 黒 字 (P)	301	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300		
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	72.6	55.3	54.5	53.4	52.9	52.4	51.9	51.4	50.9	50.4	50.0	55.5		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)														
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (S)	31,211	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382	33,382		
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	444,352	496,964	441,969	385,912	328,772	270,527	211,155	150,635	94,202	45,286	12,229	0		

(単位:千円)

○他会計繰入金

区 分		年 度		1	2	3							
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見)	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支分		74,414	28,641	27,693	26,441	25,897	25,343	24,777	24,201	21,011	16,222	7,436	104
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	37,449	28,641	27,693	26,441	25,897	25,343	24,777	24,201	21,011	16,222	7,436	104
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	36,965											
資本的収支分		108,036	545,128	50,357	51,608	52,152	52,706	53,273	53,848	51,814	48,071	40,165	26,186
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	56,890	432,079	27,618	28,151	28,696	29,250	29,815	30,392	28,351	24,594	16,529	6,114
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	51,146	113,049	22,739	23,457	23,456	23,456	23,458	23,456	23,463	23,477	23,636	20,072
合 計	182,450	573,769	78,050	78,049	78,049	78,049	78,049	78,049	78,049	72,825	64,293	47,601	26,290

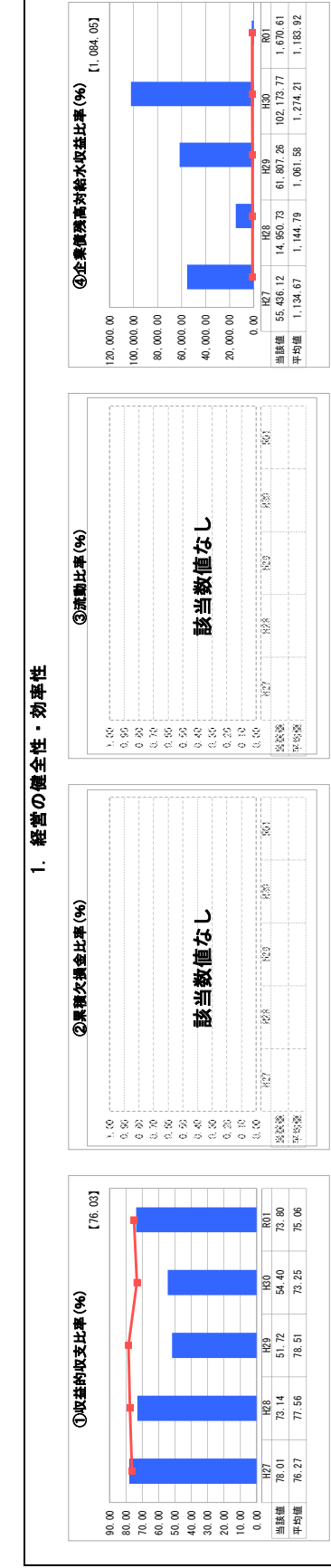
経営比較分析表 (令和元年度決算)

福島県 飯館村

業種名	業種名	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
法非適用	水道事業	230.13	5,467	23.76
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	給水域面積 (km ²)	現在給水人口 (人)	給水人口密度 (人/km ²)
-	該当数値なし	45.70	1,850	40.48

管理者の情報		類似団体の区分	
非設置		D4	
事業名	事業名	1か月20m ² 当たり家庭給水 (円)	普及率 (%)
簡易水道事業	普及率 (%)	3,355	34.30

①収益的収支比率 (%)	②累積欠損金比率 (%)	③流動比率 (%)	④企業債務高対給水収益比率 (%)
76.01	72.14	51.72	104.05
平均値	平均値	平均値	平均値
76.27	77.56	78.51	102.13

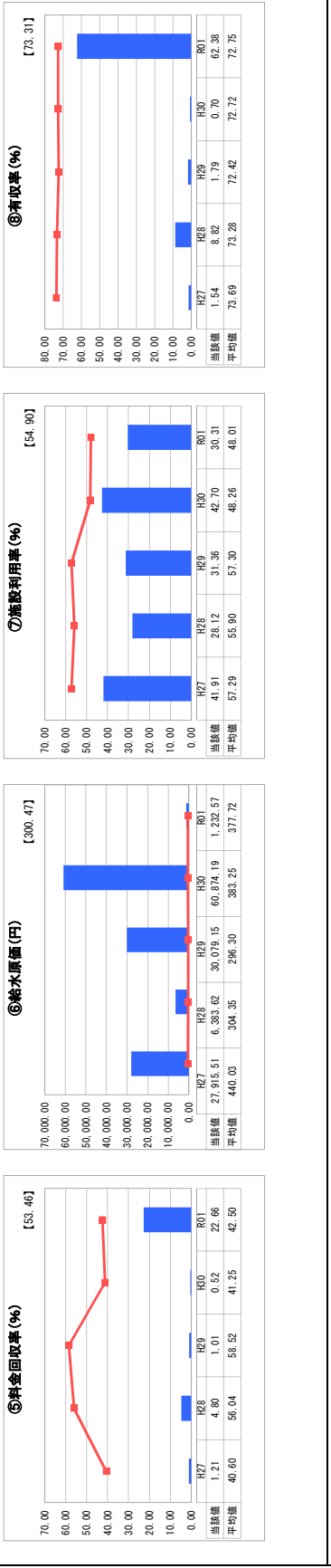


1. 経営の健全性・効率性

1. 経営の健全性・効率性について
 令和元年度より臨時使用以外の水道使用料も徴収しているため、昨年度と比べ全体的に経営の健全性・効率性は向上しているが、給水人口は未だ選離前には長つていない。
 ⑤料率回収率は平均の約半分となっているため、実態に応じた料金改正及び経費削減策を検討する必要がある。
 ④有収率については、R元年度から料金を徴収しているものの、公営工事での水道使用や排水作業、凍結による漏水等が原因である。特に漏水については選離指示が解除されたものの、凍結住民が少なく発生が連れることが、無収水量の増大につながっている。

2. 老朽化の状況について
 平成13年度に完了した統合事業により大規模な配水管工事は完了している。今後、小規模漏水の調査、修繕により無収水量の削減を図る必要がある。
 浄水場等の施設については年度により大規模な修繕に備わることがある。また、令和2年度末に再生加速化交付金事業を活用した、水道水中の放射性物質監視設備設置工事が完了予定である。

全体総括
 施設自体には震災による影響はほとんどなかったため、大規模な修繕は生じないと考えられる。今後、施設の延命化、運送管理の工夫による経費削減に努める。
 また、令和元年度から水道使用料の徴収を再開した。給水人口は未だ及ばないため、水道水の安全性をPRし、凍結住民や移住者の加入促進に努める。料金については、事業の健全な運営のためには必要不可欠であるが、住民の満足や移住促進のために慎重に検討する必要がある。



2. 老朽化の状況

